平成２２年（フ）第１９３号
長崎県佐世保市日宇町2696番地２、旧住所長崎県平戸市生月町御崎1145番地
債務者　蜜山　明美（旧姓岩松）
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２０５号
長崎県佐世保市白岳町764番地　カーサ白岳１―128
債務者　岩崎　絹也
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２４６号
相模原市南区南台２丁目８番１―205号
債務者　加藤　正勝
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２８８号
相模原市南区相模台３丁目10番14号　コーポトミーズⅢ201号
債務者　荒川　陽子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３０５号
相模原市中央区中央６丁目９番３号　ルオーラ相模原中央302
債務者　青松志映こと　金　　志暎
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３０６号
相模原市中央区清新７丁目14番24―307号
債務者　鎌田　洋二
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３０７号
相模原市中央区清新７丁目14番24―307号
債務者　鎌田　真澄
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３１６号
相模原市中央区上溝1108番地１
債務者　古閑丸賢司
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３２７号
相模原市中央区田名8288番地３
債務者　佐藤　静雄
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３２８号
相模原市中央区田名8288番地３
債務者　佐藤サト子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３４２号
相模原市中央区相模原５丁目11番１号　ライオンズマンション第７―910号室
債務者　長谷川壽夫
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４０号
石川県七尾市吉田町ツ部13番地１
債務者　長尾　照子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後１時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第３０５号
青森市大字清水字浜元187番地２
債務者　赤田　正人
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３０６号
青森市大字清水字浜元187番地２
債務者　赤田　佐織
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１６号
青森市松原３丁目９番22号　いしごおかハイツ501号
債務者　黒沢美恵子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係